

京都府国際音楽祭開催準備業務 委託業務 仕様書

1 委託業務名称

京都府国際音楽祭開催準備業務

2 業務の目的

2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）に向けて、文化をベースに地域の活性化や経済成長に繋げていくため、誰もが親しみやすい文化である音楽（舞台芸術）分野での取組を進めることで、新たな音楽の創造交流の中心地として世界中から音楽家が集まる「音楽の創造交流拠点・京都」の形成を進めるとともに、世界での活躍を目指す次世代の音楽家を育成する音楽祭の実現を目指している。

そのため、京都府内各地の文化施設・ホール等におけるクラシック音楽公演の開催と、府内各地の学校等における教育プログラムなど、府内一円を音楽で満たし、府全域で音楽に対する関心を高めるため、大阪・関西万博の開催年となる2025年度に開催予定の京都府国際音楽祭及びその前年となる2024年度に開催予定のプレ事業の実施に向けた準備を行う。

3 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託業務の概要

本委託業務の内容は、次の（1）～（3）とする。

なお、業務の実施にあたっては、実行委員会と十分に協議・調整すること。

（1）事務局の設置・運営

本委託業務を遂行する事務局体制を整備し、円滑な運営・管理を行うこと。

- ・ 企画全体を統括する音楽監督を配置するとともに、本委託業務の運営に係るスケジュール、経費の管理及びメイン事業及びプレ事業に係る準備の企画・運営・事務等の実務を行うための体制を整備すること。
- ・ 実行委員会や関係機関等との打合せを行った場合は、速やかに報告書を作成し、実行委員会に提出すること。

（2）開催準備

○ 2024年度プレ事業

① 実施計画策定

下記の開催概要及び「2 業務の目的」をもとに、実施計画を策定すること。
策定時には、下記の内容を含めること。

- ・企画・立案
 - －全体構成、開催時期、会場計画、広報戦略等
- ・全体スケジュール

<開催概要>

2025年度のメイン事業の開催に先立ち、府内各地でクラシック室内楽公演や教育プログラムを実施することで、本番年度に向けた機運醸成を行う。

- ・実施期間：令和6年10月（計7～10公演程度）
- ・実施会場：京都府内全域
- ・実施内容：
 - 海外招へいアーティストによる室内楽公演
 - 国内で活躍するプロアーティストによる公演
 - 子どもを対象とした教育プログラムの実施 等

②事業の企画・運営

①で策定した計画に基づき、出演者調整・会場連絡調整・その他開催に必要な権利関係の調整や法定手続等を行うこと。

○ 2025年度メイン事業

①基本計画の策定

- ・2「業務の目的」及びプレ事業を踏まえ、具体的な開催内容（開催時期、実施会場、実施内容等）について、計画立案すること。
- ・必要経費について、具体的に試算すること。

②事業の企画・運営

①で策定した計画に基づき、出演者調整・会場連絡調整・その他開催に必要な権利関係の調整や法定手続等を行うこと。

(3) その他

- ・本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せ（対面又はオンライン）の機会を設けること。なお、電話やメールによる打合せは随時行うものとする。
- ・本委託業務における実施内容は、企画提案書の内容を踏まえ、最終的に実行委員会と協議の上、決定すること。

5 事業の想定

現時点においては、来年度以降、以下のとおり想定している。

2023年度	2024年度プレ事業の実施に向けた調整・準備等
	2025年度メイン事業の具体的な内容を定めた基本計画の策定
2024年度	全体予算1億円規模での事業を想定(ただし、財源として、各種補助金、協賛金、事業収入等を積極的に活用することが望まれる)

2025年度 全体予算数億円規模での事業を想定（ただし、財源として、各種補助金、協賛金、事業収入等を積極的に活用することが望まれる）

6 納品物及び納期

(1) 成果品

- ・本委託業務における成果品は、作成した実施計画書及び基本計画書の他、作成・使用したデータ等も提出すること。
- ・受託者は、成果品を電子ファイルで提出することとし、電子ファイルのデータ形式及び提出方法については、事前に実行委員会の承認を受けること。
- ・成果品については、電子ファイルの他、A4サイズで20部印刷のうえ、提出すること。

(2) 業務完了報告

- ・受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書1部（任意様式、A4・両面印刷）を提出し、実行委員会の完了検査を受けること。

7 委託業務遂行上の留意点

- (1) 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守するとともに、実行委員会の意図及び目的を十分に理解した上、適正な業務及び経費の執行に努めること。
- (2) 本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と実行委員会が協議の上、決定すること。
- (3) 全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、実行委員会に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (4) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- (7) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。